

2018年度 事業報告書

自 2018年4月1日～ 至 2019年3月31日



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

目 次

2018年度 事業報告

第1章 事業活動の概要

- 1. 事業の成果 1
- 2. 事業の実施に関する事項 2

第2章 業務に関する報告

- 1. 総 括 5
- 2. 当センターの業務の実施方法等 6
- 3. 当センターの主な事業の実施状況 6
- 4. 当センターにおいて実施した紛争等解決業務等の動向 8
- 5. あっせん・苦情・相談の状況10
- 6. 苦情・紛争解決制度に対する利用者の信頼性向上等に向けた対応等 …19

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

- 1. 総 会22
- 2. 理事会22
- 3. 運営審議委員会23
- 4. あっせん委員候補者推薦委員会24

2018年度 財務報告

- 1. 2018年度会計財産目録25
- 2. 2018年度貸借対照表26
- 3. 2018年度収支計算書27

2018年度 役員・運営審議委員・あっせん委員等名簿

- 1. 役 員29
- 2. 特別顧問29
- 3. 運営審議委員会30
- 4. あっせん委員候補者推薦委員会30
- 5. あっせん委員名簿31

2018年度 事業報告

第1章 事業活動の概要

1. 事業の成果

特定非営利活動法人である当センターは、金融分野の裁判外紛争解決手続（以下「金融ADR」という。）の専門機関として、中立・公正な立場で苦情・紛争を解決する業務やこれに付随する業務に取り組んでいる。

具体的には、当センターの相談員が仲介して、顧客からの金融商品取引業等業務に関する苦情を相手方の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）に取次ぎ、必要な助言等を添えつつ金商業者等から受けた社内調査報告を顧客に伝えるなどして、その解決を促進するとともに、苦情解決の段階で顧客の納得が得られない場合に、その申立てを受けて、金融分野に精通する弁護士である紛争解決委員（あっせん委員）の下で話し合いによる解決を図る紛争解決（あっせん）手続を実施している。

当年度においても、あっせんの申立て712件、苦情の申出1,631件に迅速に対応するとともに、紛争解決（あっせん）手続においては、前年度からの継続案件も含め、386件につき、金商業者等と顧客との間に和解を成立させた。

当センターが対象とする金商業者等は、次のとおり金融商品取引業の分野を網羅し、広く顧客が金融ADRの恩恵を受けられるようにしている。

- ①第一種金商業者（証券会社、FX專業事業者等）⇒第一種金融商品取引業に対応する指定紛争解決機関（指定第一種紛争解決機関）として
- ②第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業関係の自主規制機関に加入する事業者⇒金融ADR代替措置実施機関として
- ③自主規制機関である日本証券業協会に加入する登録金融機関（銀行等金融機関）⇒金融ADR代替措置実施機関として
- ④自主規制機関未加入の第二種金商業者⇒第二種金商業者に関する認定投資者保護団体として

①の事業者と顧客との紛争等解決業務は手続実施基本契約に基づき、また、①、②及び③の事業者と顧客との紛争等解決業務は、これら事業者が加入する自主規制機関との協定に基づき（協定事業者向けとして）実施している。④の事業者と顧客との紛争等解決業務は、当該事業者からの利用登録申請に基づき（特定事業者向けとして）実施している。

（備考）

- i. 当センターは、金融庁より、2010年2月19日に認定投資者保護団体としての認定を、また、2011年2月15日に指定紛争解決機関としての指定をそれぞれ受けている。
- ii. 当センターが行うすべての紛争等解決業務は、法務省認証（2010年1月22日）の紛争解決事業者として実施している。
- iii. 当センターの業務委託元（協定締結先）である自主規制機関は、日本証券業協会、一般社団法人投資信託協

会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会である。

また、紛争等解決業務に付随して、顧客一般からの金融商品取引業等業務等に関する広範囲の相談4,961件に応じた。

このほか、利用者の信頼感や当センターの苦情・紛争解決制度の信頼性の向上、同種の苦情・紛争の未然防止等を図るため、顧客一般や対象事業者向けに、当センターホームページ等を通じて、取り扱ったあつせん、苦情及び相談に関する統計・事例等の情報を提供したほか、当センターの紛争等解決業務について一層の周知を図るとともに、金融ADRによる解決の仕組みに関する理解浸透を促進するため、各般の普及・啓発活動を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

○ 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の事業費の金額
①金商業者等の業務に関する利用者からの相談に対応する事業	金商業者等の業務及び当該業務に関する制度等について顧客からの相談に応じ、その疑義を解明する。	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 大阪府大阪市 【大阪事務所】 (C) 職員21名(うち相談員14名)	(D) 一般消費者 (E) 4,961名	319,971千円 (①及び②)

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の事業 費の金額
②金融商品取引紛争に係る苦情解決及びあっせんを行う事業	【苦情解決】 顧客からの金商業者等の業務に関する苦情を相手方である事業者に取り次ぎ、その解決を図る。 【あっせん】 公正中立な紛争解決委員(あっせん委員)が、顧客と金商業者等の双方から事情を聴取したうえで、話し合いによりその解決を図る。	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 大阪府大阪市 【大阪事務所】 上記のほか、都道府県庁所在地等であっせんを実施 (C) 委嘱弁護士(あっせん委員) 38名、職員21名(うち相談員14名)	(D) 一般消費者 (E) 2,343名	※ ①参照

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	収支計算書の事業 費の金額
③金融商品取引紛争の解決事例の概要（当事者の秘密に関する事項を除く。）に関する事業者及び利用者への情報提供事業	あっせん、苦情及び相談に関する統計、事例等の情報提供 イ．利用者一般へのホームページによる情報提供 ロ．相手方対象事業者（当センターを利用する消費者の相手方になり得る事業者）への周知	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 (C) 職員7名	(D) 一般消費者 (E) 左記イ．は不特定多数 左記ロ．は延べ2,596社	4,514千円 (③及び④)
④前各号に掲げる事業に付随する一切の事業	当センターの事業内容のリーフレット等の広報活動資料の作成等	(A) 随時 (B) 東京都中央区 【本部】 (C) 職員7名	(D) 一般消費者 (E) 不特定多数	

第2章 業務に関する報告

1. 総 括

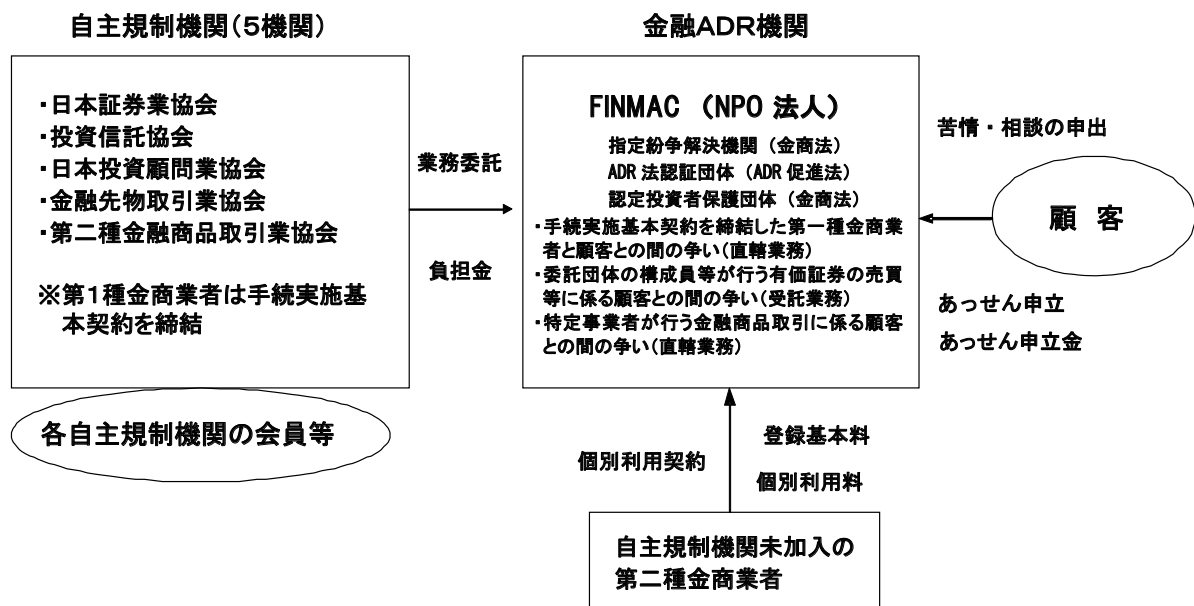
当センターは、金融ADRを専門とする第三者機関として、顧客と金商業者等との間の金融商品取引を巡るトラブル解決等を実施している。

具体的には、第一種金商業者のほか、自主規制機関に加入している第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の各事業者、日本証券業協会に加入する登録金融機関、加えて、自主規制機関未加入の第二種金商業者が行う業務を巡り苦情・紛争となった事案について、顧客からの申出に基づき、中立・公正な立場で解決に向けて尽力した。

自主規制機関加入の第一種金商業者、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業の各事業者並びに登録金融機関（当年度末計2,098社）と顧客とのトラブル解決は、加入する自主規制機関との協定に基づき（協定事業者として）、また、自主規制機関未加入の第二種金商業者（当年度末498社）と顧客とのトラブル解決については、当該事業者からの利用登録申請に基づき（特定事業者として）、それぞれ実施した。

このほか、顧客一般から金融商品取引業等及び当センターの業務に関する制度等について相談に応じるとともに、顧客一般や対象事業者向けに、当センターホームページ等を通じて、取り扱ったあっせん、苦情及び相談に関する統計・事例等の情報を提供したほか、当センターの業務内容の周知等のため、各般の普及・啓発活動を実施した。

【当センター（FINMAC）の概要】

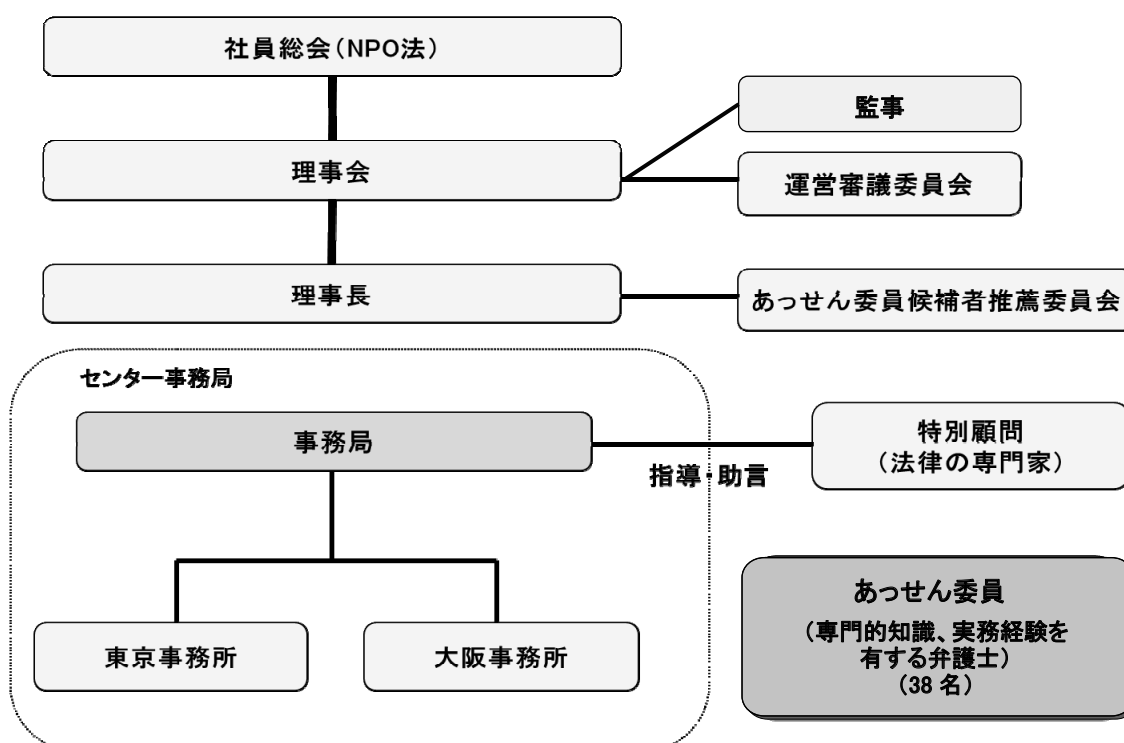


2. 当センターの業務の実施方法等

東京都内に本部を、大阪市内に事務所を置き、金融商品取引に関する専門的な知識を有する相談員を配置して苦情解決業務や相談業務に当たるとともに、金融分野の専門知識を持つ実務経験豊かな弁護士を紛争解決委員（あっせん委員）に選任し、あっせん業務を実施した。

このほか、フリーダイヤルによる相談・苦情の受付や都道府県庁所在地等でのあっせん実施など、利用者の利便性向上にも配慮した。

【当センターの組織体制】



3. 当センターの主な事業の実施状況

当年度は、前年度に引き続き、以下の業務を中心に取り組んだ。

(1) 紛争解決、苦情処理及び相談業務の実施

金融ADR制度の趣旨にのっとり、金商業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、紛争解決、苦情処理及び相談業務を実施した。

(2) あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取り組み

あっせん業務研究会、相談員研修を開催し、事例研究や意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取り組みを行った。

(3) 紛争解決業務の情報提供

金融商品取引に係るトラブルの未然防止及び金商業者等のコンプライアンス態勢の充実向

上に資するため、あっせんの状況、苦情処理等について適切な情報提供を行った。

(4) 他のADR機関、自主規制機関等との緊密な連携

他のADR機関及び業務委託元である自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会）等との緊密な連携を図った。

(5) 普及啓発活動の実施

当センターのホームページの活用等により、当センターの意義、役割の周知及び活動内容の理解浸透に努めた。

(6) 業務の質の向上に向けた継続的な取り組み

金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取り組みを行った。

4. 当センターにおいて実施した紛争等解決業務等の動向

(1) あっせん・苦情・相談の受付状況

当年度においては、「あっせん」が前年度比583件増（551.9%増）の712件、「苦情」が同618件増（161.0%増）の1,631件といずれも前年度に比べて大幅に増加したが、「相談」は同924件減（16.5%減）の4,619件と前年度に比べ減少した。

（単位：件）

	あっせん	苦情	相談
2018年度	712	1,631	4,691
2017年度	129	1,013	5,615
2016年度	152	1,226	6,736

(2) 事業者主体別内訳

当年度における事業者主体別の受付件数は、前年度同様、「あっせん」は全て協定事業者（業務委託元である自主規制機関に所属する金商業者等）であり、「苦情」及び「相談」についても協定事業者が大部分を占めた。

（単位：件）

	あっせん		苦情		相談	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
協定事業者	712	129	1,630	1,001	3,889	4,685
特定事業者	0	0	1	11	22	66
その他	0	0	0	1	780	864
合計	712	129	1,631	1,013	4,691	5,615

（注）「特定事業者」とは、当センターに個別利用登録した第二種金商業者。

(3) 協定事業者別内訳

日本証券業協会の「あっせん」及び「苦情」、第二種金融商品取引業協会の「相談」が大幅に増加し、日本証券業協会及び金融先物取引業協会の「相談」が減少したことが特記される。

（単位：件）

	あっせん		苦情		相談	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
日本証券業協会	692	107	1,509	880	3,395	4,162
金融先物取引業協会	14	16	57	69	186	303
日本投資顧問業協会	6	6	54	42	153	146
投資信託協会	0	0	1	5	12	34
第二種金融商品取引業協会	0	0	9	5	143	40
合計	712	129	1,630	1,001	3,889	4,685

(4) 業態種別内訳

当年度における業態種別の受付件数は、前年度と比べ、第一種金融商品取引業務における「あっせん」及び「苦情」が大幅に増加した。第二種金融商品取引業務及び登録金融機関の「相談」、投資運用業務及び投資助言・代理業務の「苦情」も増加したが、その他の業務における「相談」は減少した。

(単位：件)

	あっせん		苦情		相談	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
第一種金融商品取引業務	704	119	1,548	916	3,249	4,130
第二種金融商品取引業務	0	0	10	16	166	106
投資運用業務	1	0	26	21	80	87
投資助言・代理業務	5	6	29	26	90	92
登録金融機関業務	2	4	17	33	328	317
その他の業務	0	0	0	1	778	883
合 計	712	129	1,631	1,013	4,691	5,615

(注)「その他の業務」とは、当センターが取り扱う商品・サービスでないものに関する業務。

(5) 商品別内訳

当年度における商品別の受付件数は、前年度同様、株式、債券、投資信託の順に多くなっているが、債券の「相談」を除き、いずれの件数も前年度に比べ減少している。そうした中、特定の「ETN」に関する「あっせん」及び「苦情」が非常に多く寄せられた。

(単位：件)

	あっせん		苦情		相談	
	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度
株 式	26	45	318	388	1,339	1,786
債 券	17	28	197	160	589	444
投 資 信 託	14	29	171	174	734	789
デリバティブ	22	24	84	100	256	396
有価証券関連	4	2	14	17	24	32
金融先物等	15	16	56	68	210	303
C F D	3	6	11	15	22	60
そ の 他	0	0	3	0	0	1
E T N	632	3	755	64	31	47
第二種金融商品 取引業取扱商品	0	0	10	14	160	102
ラ ッ プ	1	0	25	16	65	54
そ の 他	0	0	71	97	1,517	1,997
合 計	712	129	1,631	1,013	4,691	5,615

○ETNはVIXインバースETNの件数である。

(注)

- ①「デリバティブ（金融先物等）」は、通貨オプション、金利・為替先物、外為証拠金（FX）取引等。
- ②「デリバティブ（その他）」は、金利・為替スワップ、天候デリバティブ等。
- ③「第二種金融商品取引業取扱商品」は、信託受益権、集团的投資スキーム持分、商品ファンド等。
- ④「その他」には、個別商品とは直接関連のない事案を含む。

5. あっせん・苦情・相談の状況

(1) あっせんの状況

当年度における「あっせん」の新規申立件数は、前年度の129件から583件増（551.9%増）の712件であった。そのうちの大部分は期限前償還となったVIXインバースETNに係るものである。

また、「あっせん」の終結件数は、前年度146件から278件増（290.4%増）の424件であった。

（単位：件）

あっせん	2018年度	2017年度
新規申立件数	712	129
終 結 件 数	424	146
和 解	386	86
不 調	35	57
取下げ等	3	3
当年度末係属件数	309	21

① 内容別内訳

当年度における「あっせん」の内容別内訳は、前年度同様、「勧誘に関する紛争」（695件）が最も多く、「売買取引に関する紛争」（10件）が続いた。

（単位：件、%）

年 度	区 分	勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言	その他	合計
2018 年度	件 数	695	10	2	0	5	0	712
	構成比	97.5	1.5	0.3	0	0.7	0	100
2017 年度	件 数	95	24	4	0	6	0	129
	構成比	73.6	18.6	3.1	0	4.7	0	100

○顧客の申出内容に応じて、次のとおり分類している（内容別内訳について以下同じ。）。

「勧誘」は、説明義務違反、適合性原則違反、誤認勧誘等に関するもの。

「売買取引」は、無断売買、売買執行ミス等に関するもの。

「事務処理」は、入出金等の手続事務等のミス、遅延等に関するもの。

「投資運用」は、投資一任・ファンド運用、投資信託委託業務等に関するもの。

「投資助言」は、投資判断に関して助言を行う業務等に関するもの。

「その他」は、いずれの分類にも属さないもの。

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳について見ると、「勧誘」では、「説明義務」（666件）が最も多く、前年度最多であった「適合性の原則」（20件）は減少している。

○「勧誘」のうち主なもの（単位：件、%）

内 容	2018年度	2017年度
説明義務	666 (93.5)	40 (31.0)
適合性の原則	20 (2.8)	41 (31.8)
断定的判断の提供	5 (0.7)	8 (6.2)

○「売買取引」のうち主なもの

(単位：件、%)

内 容	2018年度	2017年度
無断売買	2 (0.3)	4 (3.1)
システム障害	1 (0.1)	2 (1.6)

(注) 括弧内は、あっせん申立件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別の件数は、「ETN」(632件)が9割近くを占め、次いで「株式」(26件)、「債券」(17件)の順となった。

(単位：件、%)

	2018年度		2017年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	26	3.7	45	34.9
債 券	17	2.4	28	21.7
投 資 信 託	14	2.0	29	22.5
デリバティブ	22	3.1	24	18.6
有価証券関連	4	0.6	2	1.6
金 融 先 物 等	15	2.1	16	12.4
C F D	3	0.4	6	4.7
E T N	632	88.8	3	2.3
第二種金融商品 取引業取扱商品	0	0	0	0
ラ ッ プ	1	0.1	0	0
合 計	712	100	129	100

○「ETN」はVIXインバースETNの件数である。

④ 業態別内訳

当年度における業態別内訳は、前年度同様、「証券会社」(703件)が大部分を占めた。

(単位：件、%)

		証券会社	登録金融機関	FX業者	金融商品 仲介業者	その他	合 計
2018 年度	件 数	703	2	0	0	7	712
	構成比	98.7	0.3	0	0	1.0	100
2017 年度	件 数	115	4	1	0	9	129
	構成比	89.1	3.1	0.8	0	7.0	100

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、前年度同様、「個人」(659件)が大部分を占めた。なお、「個人」のうち男女の構成比では、前年度は男性と女性の比率がほぼ同じ割合であったが、当年度は男性が7割弱を占めた。

(単位：件、%)

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2018年度	件数	469	190	53	712
	構成比	65.9	26.7	7.4	100
2017年度	件数	65	62	2	129
	構成比	50.4	48.1	1.6	100

⑥ 地区別内訳

当年度は、東京が約半数を占め、次いで大阪、九州、東北の順となった。

(単位：件、%)

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2018年度	件数	15	53	374	37	17	105	18	6
	構成比	2.1	7.4	52.5	5.2	2.4	14.7	2.5	0.8
2017年度	件数	7	2	68	15	0	19	4	7
	構成比	5.4	1.6	52.7	11.6	0	14.7	3.1	5.4

		九州	その他	合計
2018年度	件数	87	0	712
	構成比	12.2	0	100
2017年度	件数	7	0	129
	構成比	5.4	0	100

(2) 苦情の状況

当年度における苦情の受付件数は、前年度に比べ 618 件増（161.0%増）の 1,631 件であった。

苦情のうち、金商業者等に取り次いだものは 1,586 件（97.2%）、申出者の意向等により取り次がなかったものは 45 件（2.8%）であった。

（単位：件）

項目	2018 年度	2017 年度
新規受付件数	1,631	1,013
金商業者等に取り次いだもの	1,586	870
金商業者等に取り次がなかったもの	45	143
終結件数	1,490	984
解決	779	855
あっせんへの移行	711	129
不調	0	0
その他	0	0
期末未済件数	203	62

① 内容別内訳

当年度における内容別の件数は、「勧誘に関する苦情」（1,002件）が最も多く、「売買取引に関する苦情」（386件）、「事務処理に関する苦情」（100件）が続いた。

（単位：件、%）

		勧 誘	売買取引	事務処理	投資運用	投資助言	その他	合計
2018 年度	件 数	1,002	386	100	11	27	105	1,631
	構成比	61.4	23.7	6.1	0.7	1.7	6.4	100
2017 年度	件 数	355	345	140	7	21	145	1,013
	構成比	35.0	34.1	13.8	0.7	2.1	14.3	100

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳のうち、主なものは以下のとおりである。

○「勧誘」のうち主なもの（単位：件、%）

	2018年度	2017年度
説明義務	897 (55.0)	162 (16.0)
適合性の原則	35 (2.1)	69 (6.8)
強引な勧誘	34 (2.1)	63 (6.2)

○「売買取引」のうち主なもの（単位：件、%）

	2018年度	2017年度
売買一般	217 (13.3)	179 (17.7)
扱者主導	54 (3.3)	43 (4.2)
無断売買	44 (2.7)	48 (4.7)

（注）「売買一般」とは、「売買取引」のうち、無断売買、扱者主導、売買執行ミス、システム障害等に分類されないもの。

○「事務処理」のうち主なもの (単位：件、%)

	2018年度	2017年度
入出金・入出庫	23 (1.4)	36 (3.6)
口座開設・移管等	21 (1.3)	22 (2.2)
相続等	14 (0.9)	8 (0.8)

○「投資助言」のうち主なもの (単位：件、%)

	2018年度	2017年度
助言内容	16 (1.0)	9 (0.9)
助言契約	11 (0.7)	10 (1.0)

○「その他」のうち主なもの (単位：件、%)

	2018年度	2017年度
会社不満	70 (4.3)	139 (13.7)
外国為替証拠金取引	26 (1.6)	0 (0)

(注) 括弧内の割合は、苦情申出件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別内訳は、「ETN」(755件)が5割近くを占め、「株式」(318件)、「債券」(197件)が続いた。

(単位：件、%)

	2018年度		2017年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	318	19.5	388	38.3
債 券	197	12.1	160	15.8
投 資 信 託	171	10.5	174	17.2
デリバティブ	84	5.2	100	9.9
有価証券関連	14	0.9	17	1.7
金融先物等	56	3.4	68	6.7
C F D	11	0.7	15	1.5
そ の 他	3	0.2	0	0
E T N	755	46.4	64	6.3
第二種金融商品 取引業取扱商品	10	0.6	14	1.4
ラ ッ プ	25	1.5	16	1.6
そ の 他	71	4.4	97	9.6
合 計	1,631	100	1,013	100

○ETNはVIXインバースETNの件数である。

④ 業態別内訳

当年度における業態別内訳は、前年度同様、「証券会社」（1,552件）が大部分を占めた。

（単位：件、％）

		証券会社	登録金融機関	FX業者	金融商品 仲介業者	その他	合 計
2018 年度	件 数	1,552	19	13	0	47	1,631
	構成比	95.2	1.2	0.8	0	2.9	100
2017 年度	件 数	902	35	15	0	61	1,013
	構成比	89.0	3.5	1.5	0	6.0	100

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、「個人」が1,556件、「法人」が75件であった。「個人」の男女の構成比では、前年度同様、男性の比率が女性を上回った。

（単位：件、％）

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2018 年度	件 数	1,012	544	75	1,631
	構成比	62.0	33.4	4.6	100
2017 年度	件 数	609	390	14	1,013
	構成比	60.1	38.5	1.4	100

⑥ 地区別内訳

当年度は東京が過半数を占め、次いで大阪、名古屋、九州の順となった。

（単位：件、％）

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2018 年度	件 数	38	93	888	153	30	208	38	34
	構成比	2.3	5.7	54.4	9.4	1.8	12.8	2.3	2.1
2017 年度	件 数	22	23	445	109	11	192	52	30
	構成比	2.2	2.3	43.9	10.8	1.1	19.0	5.1	3.0

		九州	その他	合計
2018 年度	件 数	149	0	1,631
	構成比	9.1	0	100
2017 年度	件 数	65	64	1,013
	構成比	6.4	6.3	100

（注）「その他」は所在地を特定できないもの（携帯電話など）。

(3) 相談の状況

当年度における相談の受付件数は、前年度に比べ924件減（16.5%減）の4,691件となった。

（単位：件）

	2018年度	2017年度
受付件数	4,691	5,615

（注）相談には、一般的な問合せや意見・要望のほか、対処方法に関する相談、口座名義人本人以外（親族、知人、消費生活センター等）からの申出、当センターの取扱い範囲外の事項に関するもの、金商業者等と誤認して当センターへ架電したものを含む。

① 内容別内訳

当年度における内容別内訳は、「制度に関する相談」（1,536件）が最も多く、「売買取引に関する相談」（1,226件）、「事務処理に関する相談」（448件）が続いた。

（単位：件、%）

		制 度	売買取引	事務処理	勧 誘	投資運用	投資助言	その他	合計
2018 年度	件 数	1,536	1,226	448	372	37	78	994	4,691
	構成比	32.7	26.1	9.6	8.0	0.8	1.7	21.2	100
2017 年度	件 数	2,555	951	800	389	30	52	838	5,615
	構成比	45.5	16.9	14.2	6.9	0.5	0.9	14.9	100

② 内容別内訳の主なもの

当年度における内容別内訳のうち、主なものは以下のとおりである。

○ 「制度」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2018年度	2017年度
当センターの業務	687 (14.6)	331 (5.9)
証券会社（相談窓口の問合せ含む）	396 (8.4)	1,427 (25.4)
取引制度一般	155 (3.1)	242 (4.3)

○ 「売買取引」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2018年度	2017年度
売買一般	972 (20.7)	518 (9.2)
各社の取引制度	94 (2.0)	222 (4.0)
システム障害	59 (1.3)	49 (0.9)

○ 「事務処理」のうち主なもの

（単位：件、%）

	2018年度	2017年度
口座開設・移管等	106 (2.3)	113 (2.0)
証券会社	80 (1.7)	315 (5.6)
入出金・入出庫	79 (1.7)	94 (1.7)

○「その他」のうち主なもの

(単位：件、%)

	2018年度	2017年度
他業界	451 (9.6)	602 (10.7)
金商業者のサービス全般	256 (5.5)	56 (1.0)
保険	50 (1.1)	49 (0.9)

(注) 括弧内は、相談件数全体に対する割合。

③ 商品別内訳

当年度における商品別の件数は、「株式」(1,339件)が最も多く、「投資信託」(734件)、「債券」(589件)が続いた。

(単位：件、%)

	2018年度		2017年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比
株 式	1,339	28.5	1,786	31.8
投 資 信 託	734	15.6	789	14.1
債 券	589	12.6	444	7.9
デリバティブ	256	5.5	396	7.1
有価証券関連	24	0.5	32	0.6
金 融 先 物 等	210	4.5	303	5.4
C F D	22	0.5	60	1.1
そ の 他	0	0.0	1	0.0
E T N	31	0.7	47	0.8
第二種金融商品 取引業取扱商品	160	3.4	102	1.8
ラ ッ プ	65	1.4	54	1.0
そ の 他	1,517	32.3	1,997	35.6
合 計	4,691	100	5,615	100

○E T NはV I XインバースE T Nの件数である。

④ 業態別内訳

当年度における業態別の件数は、「証券会社」(3,244件)が7割弱を占め、「登録金融機関」(423件)、「FX業者」(73件)が続いた。

(単位：件、%)

		証券会社	登録金融機関	FX業者	金融商品 仲介業者	その他	合計
2018 年度	件 数	3,244	423	73	10	941	4,691
	構成比	69.2	9.0	1.6	0.2	20.1	100
2017 年度	件 数	4,041	499	129	11	935	5,615
	構成比	72.0	8.9	2.3	0.2	16.7	100.0

(注)「その他」は、投資助言会社、FX業務を営むその他の事業者など。

⑤ 個人・法人別内訳

当年度における個人・法人別の件数は、「個人」が4,518件、「法人」が173件であった。なお、「個人」のうち男女の構成比では、前年度同様、男性の比率が女性を上回った。

(単位：件、%)

		個人		法人	合計
		男性	女性		
2018年度	件数	2,572	1,946	173	4,691
	構成比	54.8	41.5	3.7	100
2017年度	件数	3,166	2,196	253	5,615
	構成比	56.4	39.1	4.5	100

⑥ 地区別内訳

前年度同様、東京、大阪、名古屋の順となった。

(単位：件、%)

		北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国
2018年度	件数	115	137	2,181	517	92	937	251	121
	構成比	2.5	2.9	46.5	11.0	2.0	20.0	5.4	2.6
2017年度	件数	100	125	2,156	512	87	824	195	90
	構成比	1.8	2.2	38.4	9.1	1.5	14.7	3.5	1.6

		九州	その他	計
2018年度	件数	300	40	4,691
	構成比	6.4	0.9	100
2017年度	件数	257	1,269	5,615
	構成比	4.6	22.6	100

(注)「その他」は、相談者の所在地を特定できないもの（携帯電話等）。

6. 苦情・紛争解決制度に対する利用者の信頼性向上等に向けた対応等

当センターの苦情・紛争解決制度に対する利用者からの信頼性の向上、同種の苦情及び紛争の解決や未然防止等を図るため、前年度に引き続き、当年度においても金融ADR制度の趣旨を踏まえつつ、次のとおり施策を実施した。

(1) 苦情・紛争解決業務及び相談業務の実施について

業務委託元である自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属する金商業者等及び個別利用登録した自主規制機関未加入の第二種金商業者と顧客との間の金融商品取引を巡る紛争等解決業務について、顧客からの信頼感・納得感が得られるよう公正かつ中立な立場で取り組んだ。

特に2018年7月以降、期限前償還されたVIXインバースETNに係るあっせん申立てが急増したことから、予備費の使用に続き補正予算を編成して予算の追加を行うとともに、増員により体制を強化し、迅速かつ適切な処理に取り組んだ。

(2) あっせん委員及び相談員の資質向上・態勢強化への施策について

- ① あっせん業務の一層の質的向上を図るため、「あっせん業務研究会」を東京（2018年8月29日）と大阪（同年9月4日）で開催した。
- ② 相談員の資質向上を図るため、時宜にかなったテーマを選定し、「相談員研修」を以下のとおり10回開催した。

○「相談員研修」開催状況

	開催日	テーマ	講師
①	2018年 4月27日	「苦情相談記録書」の記載における留意点について あっせん事案記録書（議事録）に係る留意事項	当センター 事務局長 〃 業務部長
②	6月28日	成年後見制度における後見人等の選任の現状について	東京家庭裁判所 主任書記官
③	7月26日	ETN事案の現状について 親族からの寄せられた不満について	当センター 事務局長
④	9月13日	ETNに係るあっせんについて ラップ業務について	当センター 事務局長
⑤	11月14日	今後のあっせん業務処理方針について	当センター 事務局長 〃 業務部長
⑥ ⑦	12月18日 2019年 1月8日	メンタルヘルス研修 「こころのセルフケア～苦情・相談の受電によるストレスからの軽減～」	臨床心理士 (有)カウンセリングオフィス・ヒロ)
⑧	1月31日	平成31年度税制改正の概要について	日本証券業協会 担当者

	開催日	テーマ	講 師
⑨	2月27日 3月18日	職場におけるハラスメントについて 親族からの不満を証券会社に伝達することについて	弁護士（第一芙蓉法律事務所） 当センター 事務局長
⑩	3月29日	親族からの不満を証券会社に伝達することについて（注）	当センター 事務局長

（注） 口座名義人の親族から不満の申出があった場合、親族の要望に基づき、申出があったことを証券会社に伝達する業務を2019年度に試行的に実施することとした。

（3） 紛争解決業務等の情報開示について

- ① 業務委託元である自主規制機関に対し、各機関に所属する金商業者等に係るあっせん、苦情及び相談に関する統計情報を毎月提供した。
- ② 同種の苦情及び紛争の未然防止のため、あっせん、苦情及び相談に関する統計情報や紛争解決手続事例等を当センターホームページにおいて適宜公表するとともに、実際のあっせん事案に関して参考となる事例、典型的な事例、あっせんの結果・留意事項を取りまとめた「あっせん事例集」を日本証券業協会の協会員へ毎月提供した。
- ③ 苦情の再発防止を図るため、業務を巡って顧客より申出のあった苦情の中から、注意を要すると思われる事例を「苦情事例の概要」として四半期ごとに取りまとめ、日本証券業協会の協会員に提供した。
- ④ 投資信託協会に対して、あっせん及び苦情の対象となった投資信託の種類・商品名等について毎月情報提供した。
- ⑤ 内部管理態勢の強化等に資することを目的に、日本証券業協会主催の研修（内部管理統括責任者研修、内部管理責任者研修等）に9回、個別の金商業者等（証券会社等）主催の研修に7回、それぞれ講師を派遣した。
- ⑥ 特定事業者に対して、「第二種金融商品取引業者に関する相談・苦情一覧（2017年10月～2018年9月）」を提供した（2019年3月）。

（4） 業務委託元の自主規制機関及び他の金融ADR機関等との緊密な連携について

- ① 業務委託元である自主規制機関との情報交換会を11回（8月を除く毎月）実施した。
- ② 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会（2回）及び金融ADR連絡協議会（3回）に参加した。

（5） 普及啓発・周知活動等について

- ① 当センターの活動内容、あっせん委員の声等を利用者等に提供するため、「機関誌FINMAC」を2回発行した（2018年7月及び12月）。
- ② 当センターの業務内容の周知等のため、以下の広報活動を行った。
 - イ．東京メトロ東西線茅場町駅構内（コンコース）に当センターの電飾看板を掲示した。
 - ロ．東京メトロ東西線・日比谷線茅場町駅構内の地図案内に当センター名を掲示した。
 - ハ．文芸春秋誌に当センターの広告を掲載した。

- ③ 金融庁GLOPAC研究員研修に講師を派遣した（2018年6月6日）。
 - ④ アジア証券人フォーラム研修セミナーに講師を派遣した（2018年9月12日）。
 - ⑤ 独立行政法人国際協力機構（JICA）の全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会研修に講師を派遣した（2018年9月13日）。
 - ⑥ 警視庁目白警察署の研修に講師を派遣した（2018年9月28日）。
 - ⑦ 独立行政法人国際協力機構（JICA）のアジア地域証券取引所整備研修に講師を派遣した（2018年10月25日）。
 - ⑧ 公益社団法人全国消費生活相談員協会の会員（消費生活相談員）に対する研修を行った（2018年11月16日）。
- (6) 業務の質の向上に向けたその他の継続的な取組みについて
- ① あっせん委員の選任過程に係る透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を2回開催し、あっせん委員候補者の推薦等について審議した（2018年5月8日、2019年2月19日）。
 - ② あっせん業務の一層の質的向上のための参考に資する観点から、あっせん手続利用者に対するアンケート調査を実施した。また、2017年10月から2018年9月までのアンケート結果を取りまとめ、理事会、運営審議委員会等に報告するとともに、「機関誌 FINMAC 第23号」に掲載した（当センターホームページで公表）。
 - ③ 2017年度及び2018年度上半期における紛争解決業務等実施状況について「検証」を実施し、運営審議委員会及び理事会において報告・審議を行った。
 - ④ あっせん終結結果の概要及び適合性原則等に関する判例情報について、あっせん委員に情報提供を行った。
 - ⑤ 苦情相談・あっせんシステムの機能拡充のため、リプレースを図る準備を開始した。

第3章 総会・理事会・委員会等に関する報告

1. 総 会

(1) 通常総会

2018年6月27日、定時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO法）による通常総会）を開催し、次の議案を付議したところ、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号議案 平成29年度 事業報告及び収支決算の件
- 第2号議案 平成30年度 事業計画及び収支予算の件
- 第3号議案 任期满了に伴う役員の選任の件
- 第4号議案 理事長の選任の件
- 第5号議案 専務理事の選任の件
- 第6号議案 その他報告事項
 - (1) あっせん委員の選任について
 - (2) 運営審議委員会委員の選任について
 - (3) VIXインバースETNについて

(2) 臨時総会

2018年12月5日、臨時社員総会（特定非営利活動促進法（NPO法）による臨時総会）を開催し、次の議案を付議したところ、すべて原案どおり承認可決した。

議案 2018年度予算の補正の件

2. 理 事 会

当事業年度中、理事会を4回（第40回～第42回及び書面）開催し、2017年度事業報告及び収支決算、2018年度事業計画及び収支予算、2018年度予算の予備費の使用、2018年度予算の補正、あっせん委員及び運営審議委員会委員の選任、紛争解決業務等の実施状況の検証、あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果、2018年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込み、2019年度事業計画案及び事業会計収支予算案など当センターの業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

なお、理事会の開催状況は次のとおりである。

○ 第40回理事会 2018年6月14日開催

- 第1号議案 2017年度事業報告及び収支決算案について
- 第2号議案 2017年度紛争解決業務等実施状況の検証について
- 第3号議案 2018年度事業計画案及び収支予算案について
- 第4号議案 任期满了に伴う役員の選任及び理事長並びに専務理事の選任について

- 第5号議案 通常総会の開催について
- 第6号議案 あっせん委員の選任について
- 第7号議案 運営審議委員会委員の選任について
- 第8号議案 正会員の入会について
- 第9号議案 その他

- 理事会（書面） 2018年10月3日開催
議 案 2018年度予算の「予備費」の使用について

- 第41回理事会 2018年11月28日開催
 - 第1号議案 2018年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について
 - 第2号議案 2018年度予算の補正について
 - 第3号議案 臨時総会の開催について
 - 第4号議案 あっせん苦情相談システムの更改について
 - 第5号議案 2018年度上半期における紛争解決業務等の状況について
 - 第6号議案 あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について
 - 第7号議案 正会員の入会について
 - 第8号議案 あっせん委員候補者推薦委員会委員長の指名について
 - 第9号議案 2018事務年度 監事監査の方針・計画等について
 - 第10号議案 その他

- 第42回理事会 2019年3月14日開催
 - 第1号議案 あっせん委員の再任について
 - 第2号議案 運営審議委員会委員の選任について
 - 第3号議案 2018年4月－12月における紛争解決業務等の状況について
 - 第4号議案 2018年度事業計画実施状況及び2018年度事業会計収支実績見込みについて
 - 第5号議案 2019年度事業計画案及び2019年度事業会計収支予算案について
 - 第6号議案 その他

3. 運営審議委員会

当事業年度中、運営審議委員会を4回（第35回～第37回及び書面等）開催し、あっせん委員の選任、2017年度事業報告及び収支決算、2017年度事業計画及び収支予算、2018年度予算の予備費の使用、2018年度予算の補正、紛争解決業務等の実施状況の検証、あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果、2018年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込み、2019年度事業計画案及び事業会計収支予算案など当センターの紛争等解決事業等の業務運営に関する重要事項について審議、了承した。

なお、運営審議委員会の開催状況は次のとおりである。

○ 第35回運営審議委員会 2018年6月5日開催

- (1) あっせん委員の選任について
- (2) 2017年度事業報告及び収支決算案について
- (3) 2017年度紛争解決業務等実施状況の検証について
- (4) 2018年度事業計画案及び収支予算案について
- (5) その他

○ 運営審議委員会（書面等） 2018年9月7日開催

- (1) 2018年度予算の予備費の使用について

○ 第36回運営審議委員会 2018年11月12日開催

- (1) 2018年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証について
- (2) 2018年度予算の補正について
- (3) あっせん苦情相談システムの更改について
- (4) 2018年度上半期における紛争解決業務等の状況について
- (5) あっせん手続利用者に対するアンケート調査結果について
- (6) その他

○ 第37回運営審議委員会 2019年3月1日開催

- (1) あっせん委員の選任について
- (2) 2018年4－12月における紛争解決業務等の状況について
- (3) 2018年度事業計画実施状況及び2018年度事業会計収支実績見込みについて
- (4) 2019年度事業計画（案）及び2019年度事業会計収支予算（案）について
- (5) その他

4. あっせん委員候補者推薦委員会

当事業年度中、理事長の諮問機関であるあっせん委員候補者推薦委員会を2回開催し、あっせん委員候補者の推薦について審議した。

なお、あっせん委員候補者推薦委員会の開催状況は次のとおりである。

○ 第15回あっせん委員候補者推薦委員会 2018年5月8日開催

- (1) あっせん委員候補者の推薦について
- (2) その他

○ 第16回あっせん委員候補者推薦委員会 2019年2月19日開催

- (1) 2018年4月－12月における紛争解決業務等の状況について
- (2) あっせん委員候補者の推薦について
- (3) その他

2018年度 財 務 報 告

1. 2018年度会計財産目録

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2019年3月31日現在

科 目	金 額	(単位：円)
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金（現金手許有高）	202,967	
預 貯 金	121,298,871	
みずほ銀行 兜町証券営業部1	109,545,603	
みずほ銀行 兜町証券営業部2	7,969,178	
ゆうちょ銀行	3,525,890	
みずほ銀行 大阪中央支店	258,200	
流 動 資 産 合 計		121,501,838
2. 固定資産		
敷金（差入保証金）	24,439,500	
退職給付引当資産	15,501,469	
みずほ銀行 退職給付引当預金	15,501,469	
什器備品	15,991,746	
（事務所内装工事費用）	3,519,594	
（事務机・キャビネット）	1,350,446	
（電話設備及び通話録音装置）	2,531,639	
（シュレッダー）	122,958	
（A E D）	141,608	
（パソコン等）	1,768,676	
（ソフトウェア）	3,620,881	
（あっせん会場環境改善工事）	2,935,944	
固 定 資 産 合 計		55,932,715
資 産 合 計		177,434,553
II 負債の部		
1. 流動負債		
預り金	2,560,685	
流 動 負 債 合 計		2,560,685
2. 固定負債		
退職給付引当金	15,501,469	
固 定 負 債 合 計		15,501,469
負 債 合 計		18,062,154
III 正味財産の部		
正 味 財 産		159,372,399

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

2. 2018年度貸借対照表

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表 2019年3月31日現在

科 目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金	202,967		
預 貯 金	121,298,871		
流動資産合計		121,501,838	
2. 固定資産			
敷金（差入保証金）	24,439,500		
退職給付引当預金	15,501,469		
什器備品	15,991,746		
固定資産合計		55,932,715	
資 産 の 部 合 計			177,434,553
II 負債の部			
1. 流動負債			
預 り 金	2,560,685		
流動負債合計		2,560,685	
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,501,469		
固定負債合計		15,501,469	
負 債 の 部 合 計			18,062,154
III 正味財産の部			
前期正味財産額		68,784,607	
当期正味財産増加額		90,587,792	
正味財産の部合計額			159,372,399
負債及び正味財産合計			177,434,553

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

3. 2018年度収支計算書

2018年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収入の部			
1. 会費収入			
正会員会費	90,000		
賛助会員会費	3,500,000	3,590,000	
2. 助成金収入			
資本市場振興財団	95,000,000	95,000,000	
3. 苦情相談・あっせん事業収入			
諸団体負担金	326,595,000		
第二種金融商品取引業者負担金	51,500,000		
あっせん申立金	8,979,000		
あっせん利用負担金	17,450,000	404,524,000	
経常収入合計			503,114,000
II 経常支出の部			
1. 事業費			
相談、苦情解決及びあっせん事業	319,971,816		
情報提供及び広報事業	4,514,555	324,486,371	
2. 管理費			
事務局運営費	18,645,298		
賃借料	42,230,160		
諸謝金	570,000		
役員報酬	27,300,000	88,745,458	
経常支出合計			413,231,829
経常収支差額			89,882,171
III その他資金収入の部			
1. 受取利息	23		
2. 雑収入	1,221,600		
その他資金収入合計		1,221,623	1,221,623
IV その他資金支出の部			
1. 予備費	0		
その他資金支出合計		0	0
当期収支差額			91,103,794
前期繰越収支差額			27,837,359
次期繰越収支差額			118,941,153

※ この帳票は、「経理規程事務処理細則」第12条による会計帳簿、会計伝票により作成している。

(別紙) 諸団体負担金

(単位：円)

団体名	基本分担金	実績分担金		補正予算による追加額	分担金合計
		分担率 (%)	分担金額		
日 本 証 券 業 協 会	1,707,143	85.84	182,200,428	105,012,000	288,919,571
投 資 信 託 協 会	890,000	0.15	318,384	0	1,208,384
日本投資顧問業協会	3,785,000	4.15	8,808,618	0	12,593,618
金融先物取引業協会	715,000	9.67	20,525,141	0	21,240,141
第二種金融商品取引業協会	2,230,000	0.19	403,286	0	2,633,286
合 計	9,327,143	100	212,255,857	105,012,000	326,595,000

2018年度 役員・運営審議委員・あっせん委員等名簿

1. 役員

2019年3月31日 現在（50音順・敬称略）

理事長	日 野 正 晴	弁護士
専務理事	青 木 一 郎	当センター（常勤）
理 事	青 山 善 充	東京大学 名誉教授
〃	江 川 雅 子	一橋大学大学院商学研究科 教授
〃	翁 百 合	株式会社日本総合研究所 理事長
〃	森 本 学	日本証券業協会 副会長
監 事	村 井 毅	日本証券業協会 常任監事

2. 特別顧問

2019年3月31日 現在（敬称略）

特別顧問	滝 本 豊 水	弁護士（弁護士法人ほくと総合法律事務所）
------	---------	----------------------

3. 運営審議委員会

2019年3月31日現在（50音順・敬称略）

委員長	池 尾 和 人	（ 立 正 大 学 経 済 学 部 教 授 ）
副委員長	弥 永 真 生	（ 筑 波 大 学 大 学 院 ビジネス科学研究科 教授 ）
委 員	浅 野 眞 吾	（ 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 常 務 執 行 役 員 ）
〃	岡 田 則 之	（ 一 般 社 団 法 人 日 本 投 資 顧 問 業 協 会 副 会 長 ・ 専 務 理 事 ）
〃	小 林 一 彦	（ 水 戸 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長 ）
〃	杉 江 潤	（ 一 般 社 団 法 人 投 資 信 託 協 会 副 会 長 ・ 専 務 理 事 ）
〃	高 橋 伸 子	（ 生 活 経 済 ジ ャ ー ナ リ ス ト ）
〃	岳 野 万 里 夫	（ 日 本 証 券 業 協 会 副 会 長 ・ 専 務 理 事 ）
〃	田 中 雄 太 郎	（ 東 急 不 動 産 キ ャ ピ タ ル ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 ）
〃	長 瀬 吉 昌	（ 大 和 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 専 務 取 締 役 ）
〃	細 見 真	（ 一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会 専 務 理 事 ）
〃	本 間 通 義	（ 弁 護 士 ）
〃	裕 川 忠 晴	（ 一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会 専 務 理 事 ）
〃	松 本 大	（ マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 取 締 役 会 長 ）
〃	箕 浦 裕	（ メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長 ）
〃	矢 野 公 司	（ 野 村 証 券 株 式 会 社 執 行 役 員 ）

4. あっせん委員候補者推薦委員会

2019年3月31日現在（50音順・敬称略）

委員長	金 子 晃	（ 弁 護 士 ・ 慶 應 義 塾 大 学 名 誉 教 授 ）
委 員	北 田 幹 直	（ 弁 護 士 （ 元 大 阪 高 等 検 察 庁 検 事 長 ） ）

5. あっせん委員名簿

2019年3月31日現在（地区別50音順・敬称略）

○ 北海道地区（2名）

○ 東北地区（2名）

○ 東京地区（16名）

祖母井 里重子
田 中 燈 一
小 野 浩 一
真 田 昌 行
池 田 秀 雄
池 永 朝 昭
内 田 実
大 谷 禎 男
木 崎 孝
児 島 幸 良
柴 谷 晃
滝 本 豊 水
千 葉 道 則
野 間 敬 和
羽 尾 芳 樹
萩 尾 保 繁
松 井 秀 樹
松 野 絵里子
山 口 健 一
山 本 正
江 本 泰 敏
川 合 伸 子
川 上 敦 子
堀 口 久
高 木 利 定
長 澤 裕 子
岸 本 達 司
小 松 一 雄
塩 野 隆 史
瀧 賢太郎
中 村 隆 次
山 田 長 伸
寺 垣 玲
山 本 英 雄
滝 口 耕 司
藤 本 邦 人
岡 崎 信 介
林 正 孝

○ 名古屋地区（4名）

○ 北陸地区（2名）

○ 大阪地区（6名）

○ 中国地区（2名）

○ 四国地区（2名）

○ 九州地区（2名）

（ 38名 ）

